(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第6035579号
(P6035579)
(45)発行日　平成28年11月30日(2016.11.30)　(24)登録日　平成28年11月11日(2016.11.11)

(51)Int.Cl.　F I
G09F 3/10 (2006.01)　G09F 3/10 B

請求項の数 4　(全 6 頁)

(21)出願番号　特願2016-21270(P2016-21270)
(22)出願日　平成28年1月21日(2016.1.21)
基礎とした実用新案登録
実用新案登録第3198127号
原出願日　平成27年3月20日(2015.3.20)
(65)公開番号　特開2016-177268(P2016-177268A)
(43)公開日　平成28年10月6日(2016.10.6)
審査請求日　平成28年1月27日(2016.1.27)

早期審査対象出願

(73)特許権者　504139282
日本情報開発株式会社
静岡県伊豆の国市原木６５０番地の７
(72)発明者　今井　誠二郎
静岡県伊豆の国市原木５６５－７

審査官　吉田　英一

(56)参考文献　特開２００７－０５２３７９（ＪＰ，Ａ）
実開昭６３－０９２７７４（ＪＰ，Ｕ）

最終頁に続く

(54)【発明の名称】登記識別情報保護シール

(57)【特許請求の範囲】

【請求項１】

登記識別情報通知書の登記識別情報が記載されている部分に貼り付けて登記識別情報を隠蔽・保護するための、一度剥がすと再度貼り直しできない登記識別情報保護シールであって、前記登記識別情報保護シールを構成する粘着剤層の少なくとも前記登記識別情報に接触する部分には前記登記識別情報通知書に粘着しない非粘着領域を有することを特徴とする登記識別情報保護シール。

【請求項２】

前記非粘着領域は、前記登記識別情報が記載されている部分を囲む矩形領域であることを特徴とする請求項１記載の登記識別情報保護シール。

【請求項３】

前記非粘着領域は、前記登記識別情報が記載されている部分を囲む任意の多角形領域であることを特徴とする請求項１記載の登記識別情報保護シール。

【請求項４】

前記非粘着領域は、コーナー部にＲ面取りなどの面取りがされていることを特徴とする請求項２乃至３いずれか１項記載の登記識別情報保護シール。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【０００１】

本発明は、登記識別情報を保護する登記識別情報保護シールに関する。

【背景技術】
【０００２】
不動産の登記識別情報は、登記済証に代えて発行される、アラビア数字その他の符号の組み合わせからなる１２桁の符号である。登記識別情報は、不動産及び登記名義人となった申請者ごとに定められ、登記名義人となった申請者のみに通知されるものである。登記識別情報は、その提供者が登記名義人本人であることを登記所に確認させるための暗証番号のようなものとされている。従って、登記識別情報の１２桁の符号を示せば、不動産の所有者として登録申請を行うことができ、登記識別情報を第三者に盗み見られないよう厳重に保管・管理する必要がある。
【０００３】
現在、登記識別情報通知書により登記識別情報が通知される。
図７は登記識別情報通知書７００の見本である。登記識別情報７１０は登記識別情報通知書７００の下部に１２桁の符号７２０とＱＲコード７３０とで構成されている。登記識別情報通知書７００は、登記識別情報７１０の上に目隠しシール７４０を貼って申請者に交付される（以下シール方式という）。この目隠しシール７４０は一度剥がすと再度貼り付けることができないため、登記識別情報７１０の隠蔽・保護が図られる。今後、登記識別情報通知書は、シール方式を改め、図８に示す折り込み方式（登記識別情報８１０を記載した部分が隠れるよう、Ａ４サイズの用紙（登記識別情報通知書８００）の下部の折り込み部８４０を折り込んで当該登記識別情報８１０を被覆し、その縁をのり付けする方法）に変更される。
【０００４】
登記識別情報を確認する場合、シール方式では、目隠しシール７４０を剥がし、登記識別情報１１０を読み取る。折り込み方式では、折り込んだ部分に設けたミシン目から折り込み部分８４０を切り剥がし、登記識別情報８１０を確認する。いずれの方式においても、一度でも登記識別情報を確認してしまうと登記識別情報を再度隠蔽・保護することができず、第三者に容易に盗み見られる状態になってしまう。上記状態になった登記識別情報通知書の登記識別情報記載部分に貼り付けて登記識別情報を隠蔽・保護するための登記識別情報保護シールが提案されている。当該登記識別情報保護シールも、一度剥がしてしてしまうと貼り直しができないシールである。
【０００５】
図９は従来の登記識別情報保護シール９００を示したものである。この登記識別情報保護シール９００を、例えば、図７に示す登記識別情報通知書７００の目隠しシール７４０を剥した後の登記識別情報７１０記載部分に粘着剤層９２０を介して張り付ければ、登記識別情報７１０を隠蔽・保護することができる。登記識別情報保護シール９００は保護シール層９１０と粘着剤層９２０とで構成される。粘着剤層９２０は保護シール層９１０に対する部分と、登記識別情報通知書７００に貼り付けられる部分とでは性質が異なり、保護シール層９１０に対する部の粘着力は非常に弱く、登記識別情報保護シール９００を剥がすと保護シール層９１０のみが剥離し、粘着剤層９２０は登記識別情報通知書７００に残留する。粘着剤層９２０と保護シール層９１０との粘着力が弱いので、保護シール層９１０を再度貼り直すことができないようになっている。
【発明の概要】
【発明が解決しようとする課題】
【０００６】
司法書士、銀行などでは登記識別情報を何度も使用する場合がある。その都度、前記登記識別情報保護シール９００を剥がして登記識別情報７１０を確認し、その後新しい登記識別情報保護シール９００を登記識別情報通知書７００の登記識別情報７１０記載部分に貼り付けて登記識別情報７１０を隠蔽・保護する作業を行う。図１０は登記識別情報保護シール９００を何度も貼り付け、剥離を繰り返した後の登記識別情報通知書７００の登記識別情報７１０記載部分の断面を模式的に現したものである。図１０に示すように、粘着剤層９１０が何層にもわたって堆積していることが分かる。粘着剤層９１０が着色されて

いたり透明度が低い場合、粘着剤層９１０が多数積層すると登記識別情報７１０が読み取れなくなる場合がある。

【０００７】

本発明は、上記従来の不都合を改善するために案出されたものであり、登記識別情報通知書記載の登記識別情報を有効に隠蔽・保護するとともに、登記識別情報が読み取り不能になることのない登記識別情報保護シールを提供することを目的とするものである。

【課題を解決するための手段】

【０００８】

本発明の登記識別情報保護シールは、登記識別情報通知書の登記識別情報が記載されている部分に貼り付けて登記識別情報を隠蔽・保護するための一度剥がすと再度貼り直しできない登記識別情報保護シールであって、登記識別情報保護シールを構成する粘着剤層の少なくとも登記識別情報に接触する部分には登記識別情報通知書に粘着しない非粘着領域を有することを特徴とするものである。本発明は、前記非粘着領域は、前記登記識別情報が記載されている部分を囲む矩形領域であることを特徴とするものである。本発明は、前記非粘着領域は、前記登記識別情報が記載されている部分を囲む任意の多角形領域であることを特徴とするものである。本発明は、前記非粘着領域は、コーナー部にＲ面取りなどの面取りがされていることを特徴とするものである。

【発明の効果】

【０００９】

本発明では、第三者に盗み見られないよう厳重に保管・管理する必要がある登記識別情報を隠蔽・保護できるとともに、何度も登記識別情報保護シールの剥離作業を行っても登記識別情報が解読不能とならない。

【図面の簡単な説明】

【００１０】

【図１】登記識別情報保護シールの実施例を示す図である。

【図２】登記識別情報保護シールの使用例を示す図である。

【図３】登記識別情報保護シールを剥がした時の図である。

【図４】登記識別情報保護シールを何度も剥がした時の図である。

【図５】登記識別情報保護シールの他の実施例を示す図である。

【図６】登記識別情報保護シールの他の実施例を示す図である。

【図７】シール方式の登記識別情報通知書の見本である。

【図８】折り込み方式の登記識別情報通知書の見本である。

【図９】従来の登記識別情報保護シールの図である。

【図１０】従来の登記識別情報保護シールを何度も剥がした時の図である。

【発明を実施するための形態】

【００１１】

以下、この発明に係わる登記識別情報保護シールの実施の形態を、図面を参照しながら詳細に説明する。説明は折り曲げ方式による登記識別情報通知書を例にとって行う。図１は登記識別情報保護シールの１実施例を示す正面図および下面図、図２は登記識別情報保護シールを登記識別情報通知書の登記識別情報記載部分に貼り付ける様子を示したもの、図３は登記識別情報保護シールを剥がした時の登記識別情報通知書の状態を示したもの、図４は何度も新しい登記識別情報保護シールを貼り付け、剥離した後の登記識別情報通知書の登記識別情報が記載されている部分の断面図である。図１に示すように、登記識別情報保護シール１００は、保護シール層１１０と粘着剤層１２０で構成する。図１下方の下面図に示すように、粘着剤層１２０の内部には、矩形の非粘着領域１３０が設けられている。本実施例では、非粘着領域１３０は粘着剤が存在しない領域としている。

【００１２】

登記識別情報通知書２００を開封し登記識別情報２１０を確認した後、図２に示すように登記識別情報通知書２００の登記識別情報記載部の上部に、登記識別情報保護シール１００を張り付けることで、登記識別情報２１０を再度隠蔽・保護することができる。その

際、非粘着領域１３０の内部に登記識別情報２１０が位置するように、任意の位置決め手段により位置決めを行う。現在、登記識別情報２１０は１２桁の符号２２０とＱＲコード２３０とで構成されているが、将来その内容・構成が変更される可能性がある。

【００１３】

司法書士、銀行などでは登記識別情報２１０を何度も使用する場合がある。その都度、登記識別情報保護シール１００を剥がして登記識別情報２１０を確認し、その後新しい登記識別情報保護シール１００を登記識別情報通知書２００の登記識別情報２１０記載部分に貼り付けて登記識別情報２１０を隠蔽・保護する作業を行う。図３は、登記識別情報通知書２００から登記識別情報保護シール１００を剥がした状態を示したものである。登記識別情報保護シール１００の粘着剤層１２０は、保護シール層１１０側の粘着力は弱く、貼り付ける登記識別情報通知書２００側の粘着力は強くされているので、登記識別情報保護シール１００を剥がすと、粘着剤層１２０は登記識別情報通知書２００に転写され、保護シール層１１０だけが剥ぎ取られる。転写された粘着剤層１２０は登記識別情報２１０の上に重なることはない。また、一度剥がした登記識別情報保護シール１００の保護シール層１１０は、再度貼り直すことができないので、登記識別情報２１０を第三者に容易に盗み見られることを防止できる。

【００１４】

登記識別情報２１０を何度も使用すると上記作業を繰り返すことになり、結果、図４に示すように粘着剤層１２０積み上がるが、登記識別情報２１０の上には粘着剤層１２０が堆積しないので、たとえ粘着剤層１２０が着色されていたり、透明度が低い物質で構成されていたとしても、登記識別情報２１０が判読不能になることがない。

【００１５】

上記実施例では、非粘着領域１３０は粘着剤が存在しない領域としたが、非粘着領域１３０を非粘着物質で構成しても良い。

【００１６】

非粘着領域１３０の形状は、図５に示すような任意の多角形としても良い。また、図６に示すようにコーナー部にＲ面取りなどの面取りを施しても良い。

【符号の説明】

【００１７】

１００　登記識別情報保護シール
１１０　保護シール層
１２０　粘着剤層
１３０　非粘着領域
２００　登記識別情報通知書
２１０　登記識別情報
２２０　符号
２３０　ＱＲコード

【図１】

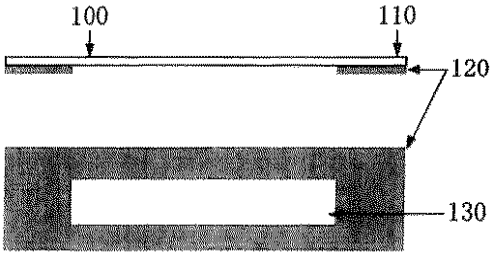

【図２】

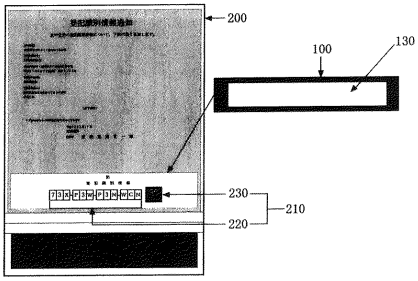

【図３】

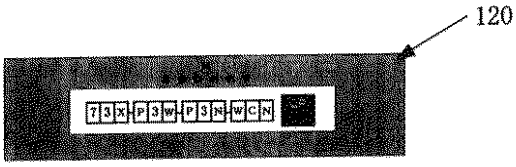

【図４】

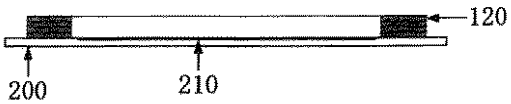

【図５】

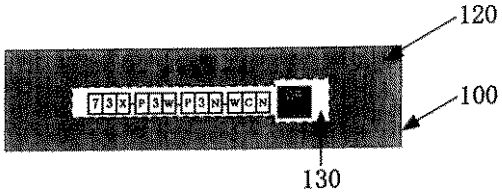

【図６】

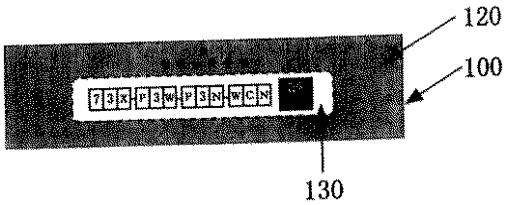

【図７】

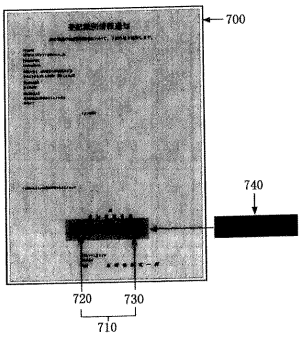

【図８】

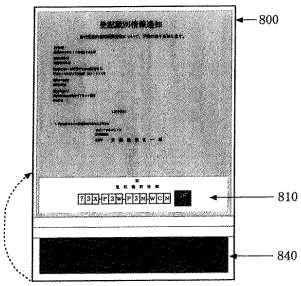

【図９】

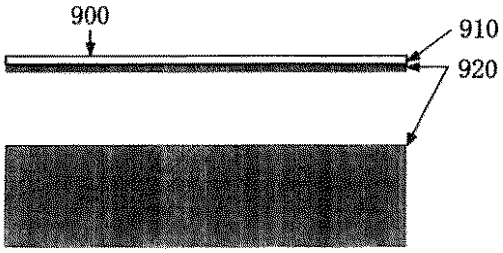

【図１０】

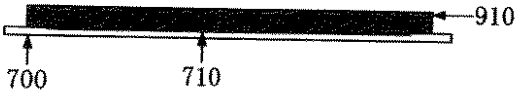

フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl.，ＤＢ名)

Ｇ０９Ｆ　　３／１０
Ｇ０９Ｆ　　３／０３
Ｂ４２Ｄ　１５／０２
Ｂ４２Ｄ　１５／０８